

児童養護施設等退所者（障害のある若者）の18～20歳移行期に対する公的給付の創設・拡充を求める意見書

障害のある児童に対する経済的支援として、家庭で養育される20歳未満の障害児を対象とする特別児童扶養手当と、20歳前に初診日がある障害児については20歳到達時等に支給される障害基礎年金がある。しかし、児童養護施設等を18歳で退所した障害のある若者は、家庭での養育要件を満たさず、また障害基礎年金の受給開始が原則20歳であるため、18～20歳の「無収入の空白期間」が生じやすい。児童福祉法上、必要な場合は20歳までの在所延長は可能とされているが、対象や運用には限界があり、移行期の生活の安定が確保されているとは言い難い。この空白は、生活困窮や就労・学業の断念、住まいの不安定化を招き、自立の遅れや再支援のコスト増加につながる。移行期に限定した公的給付と伴走支援を整備することは、当事者の社会的排除を防ぎ、ひいては国の財産とも言える若者を育てることに繋がる。

よって、国においては、制度の狭間に置かれる若者を支援するため下記事項を強く要望する。

記

- 1 障害基礎年金について、18歳到達時点からの前倒し支給を実現すること。
- 2 20歳到達までの「移行期特例給付（仮称）」を創設すること。
- 3 本人の自立準備が整うまで切れ目なく支援できる体制を整備すること。
- 4 市町村が移行期支援金等の独自施策を講じる場合の安定財源として、特別交付税や国庫補助等の財政措置を拡充すること。
- 5 児童相談所・福祉事務所・年金機構・学校等の関係機関の連携により、申請の遅れや無受給を防止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日
奈良県 三郷町議会

【提出先】

- ・衆議院議長
- ・参議院議長
- ・内閣総理大臣
- ・厚生労働大臣
- ・総務大臣
- ・こども家庭庁長官